



つくばみらい市告示第 47 号

つくばみらい市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領の一部を改正する告示を次のように改める。

令和6年 4月 1日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領の一部を改正する告示

つくばみらい市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領（平成18年つくばみらい市告示第113号）の一部を次のように改める。

第3条第1項第5号アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとする。

第4条第1項ただし書を削る。

様式第2号を次のように改める。

木造住宅耐震診断士派遣（変更）決定通知書

申込者 住所
氏名 様

つくばみらい市長



つくばみらい市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領第6条第1項の規定により、
年 月 日付で申込みのあった耐震診断の調査を、次のとおり実施します。

建築物	所在地	つくばみらい市
	建築確認	年 月 日 第 号
	建築年次	年
	延べ面積	
診断士名		
備考		

調査の当日は、立会いをお願いします。また、建築確認通知書や建物の図面がある方は、診断士に提示してください。

建物によっては、天袋のある押入れから、天井裏をのぞく場合があります。お手数ですが、診断をスムーズに行うため、中の荷物の整理等をよろしくお願いします。

様式第6号を次のように改める。

（昭和54年11月10日）

（ここに改定された様式第6号の表紙部分の概略が示されています。中央には「様式第6号」という文字が見えます。）

（ここに改定された様式第6号の本文部分の概略が示されています。冒頭に「第1条」という文字が見えます。）

（昭和54年）

第1条 この法律は、
 第2条 この法律は、
 第3条 この法律は、
 第4条 この法律は、
 第5条 この法律は、
 第6条 この法律は、
 第7条 この法律は、
 第8条 この法律は、
 第9条 この法律は、
 第10条 この法律は、
 第11条 この法律は、
 第12条 この法律は、
 第13条 この法律は、
 第14条 この法律は、
 第15条 この法律は、
 第16条 この法律は、
 第17条 この法律は、
 第18条 この法律は、
 第19条 この法律は、
 第20条 この法律は、
 第21条 この法律は、
 第22条 この法律は、
 第23条 この法律は、
 第24条 この法律は、
 第25条 この法律は、
 第26条 この法律は、
 第27条 この法律は、
 第28条 この法律は、
 第29条 この法律は、
 第30条 この法律は、
 第31条 この法律は、
 第32条 この法律は、
 第33条 この法律は、
 第34条 この法律は、
 第35条 この法律は、
 第36条 この法律は、
 第37条 この法律は、
 第38条 この法律は、
 第39条 この法律は、
 第40条 この法律は、
 第41条 この法律は、
 第42条 この法律は、
 第43条 この法律は、
 第44条 この法律は、
 第45条 この法律は、
 第46条 この法律は、
 第47条 この法律は、
 第48条 この法律は、
 第49条 この法律は、
 第50条 この法律は、
 第51条 この法律は、
 第52条 この法律は、
 第53条 この法律は、
 第54条 この法律は、
 第55条 この法律は、
 第56条 この法律は、
 第57条 この法律は、
 第58条 この法律は、
 第59条 この法律は、
 第60条 この法律は、
 第61条 この法律は、
 第62条 この法律は、
 第63条 この法律は、
 第64条 この法律は、
 第65条 この法律は、
 第66条 この法律は、
 第67条 この法律は、
 第68条 この法律は、
 第69条 この法律は、
 第70条 この法律は、
 第71条 この法律は、
 第72条 この法律は、
 第73条 この法律は、
 第74条 この法律は、
 第75条 この法律は、
 第76条 この法律は、
 第77条 この法律は、
 第78条 この法律は、
 第79条 この法律は、
 第80条 この法律は、
 第81条 この法律は、
 第82条 この法律は、
 第83条 この法律は、
 第84条 この法律は、
 第85条 この法律は、
 第86条 この法律は、
 第87条 この法律は、
 第88条 この法律は、
 第89条 この法律は、
 第90条 この法律は、
 第91条 この法律は、
 第92条 この法律は、
 第93条 この法律は、
 第94条 この法律は、
 第95条 この法律は、
 第96条 この法律は、
 第97条 この法律は、
 第98条 この法律は、
 第99条 この法律は、
 第100条 この法律は、

年 月 日

木造住宅耐震診断結果報告書

申込者 様

つくばみらい市長



あなたの御自宅を耐震診断（一般診断）いたしました。結果は別紙のとおりですので、つくばみらい市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領第11条の規定により報告します。

なお、この報告書は調査時点での診断状況ですので、その後の経年変化に対しては十分な維持管理をお願いします。

〈注意事項〉

一般診断は、大地震（震度6程度）が発生した際に逃げる時間も無く倒壊する可能性（人命の保護に重点）について診断を行うものと位置付けられています。（地震時に建築物が変形したり、破損したりしないことを調べるものではありません。）

評点が1.0未満の場合には、大地震時に人命に危険が及ぶような倒壊や崩落の可能性のあることを表します。

なお、評点1.0以上1.5未満は「一応人命に危険が及ぶような倒壊はしない。」と考えられますが、あくまでも目視による外観調査に基づく診断結果のため、様々な不確定要素（壁内部の仕様、土台及び構造部材の接合部の状況等）が含まれますので、最終的には、精密診断により耐震性能を判断することをお勧めします。

したがって、本診断結果が1.0以上であっても地震時に建築物に被害が無いことを保証するものではありません。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。